

議案第 6 9 号

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例
墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例（平成 9 年墨田区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 A 階層の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により同法の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。